


所管部課	子育て支援部青少年課	部長	吉沢 寿子			
件名	東大和市立児童館条例の一部を改正する条例について					
		区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則					
	部課機関					
1. 要 旨						
<p>令和4年4月1日付の組織改正により、児童館に係る事務が市長部局から教育委員会に委任されることに伴い、東大和市立児童館条例の一部改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>東大和市立児童館条例（昭和51年条例第42号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第4条ただし書、第5条ただし書及び第6条第2号中「市長が」を削り、「と認めた」を「があると認められる」に改める。</p> <p>第7条中「市長は、次の」を「利用者が次の」に、「認めたときは」を「認められるときは、規則で定めるところにより」に改める。</p> <p>第9条中「市長が別に」を「規則で」に改める。</p> <p>(2) 施行日 令和4年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 本改正により、条例に基づき児童館の適切な運営を行うことができる。</p>						
2. 経 過（現時点に至るまでの経過）						
<p>文書課審査済み。</p> <p>令和4年1月25日開催の令和4年第1回東大和市教育委員会定例会において付議済み。</p>						
3. 留意事項（問題点等）						
<p>児童館に係る事務のうち、「子育てひろば事業に関すること」については、組織改正後も子ども家庭支援センターの子育てひろば事業と一体的に実施するため、教育委員会が補助執行することとなっている。</p>						
4. 主管部処理案（検討結果等）						
<p>庁議終了後、令和4年第1回東大和市議会定例会に議案として提出したい。</p>						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。